

平成26年度学校教育（指導の指針）について

このことについて、県立学校長及び教育事務所を通じて市町村教育委員会に示す本県の学校教育に関する指導の指針及び県立学校長へ示す指導上の留意事項を定めたいので、別紙案を添えて請議します。

平成25年12月19日提出

教育長 野村道朗

説明

この案を提出するのは、平成26年度学校教育についての指導の指針及び県立学校の指導上の留意事項を定める必要があるからである。

平成26年度学校教育について（案）

学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質の育成を目標とするものである。

本県教育振興基本計画に基づき、各学校においては、幼児児童生徒のすぐれた個性を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、公共の精神を尊び、自他の敬愛と協力により創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校(園)長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待する。

指 導 の 方 針

- 1 いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。
- 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。

平成26年度 県立学校 指導上の留意事項について（案）

各学校においては、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、積極的に保護者等へ情報を提供して、特色があり魅力に富み、地域から信頼される、開かれた学校づくりに努めるとともに、家庭や地域との協働による教育を推進する。

そのために、指導体制の確立と現職研修の充実を図り、ガイダンスの機能を向上させ、創意工夫を生かして教育活動の活性化に努めるとともに、次の事項に留意して指導に当たる。

1 いのちを尊び、こころやからだを鍛え、たくましく生きる力を養う。

- (1) 生命のかけがえのなさや大切さに気付かせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培う。
- (2) 学校行事や部活動等の内容を充実させ、たくましいこころやからだの育成に努める。
- (3) 適応指導や教育相談の充実を努め、心身の健康の保持・増進を図るとともに、一人一人の生徒が帰属意識や自己有用感をもち、積極的に学校生活を送ろうとする意欲や態度を養う。
- (4) 防犯・防災を含めた学校における安全・安心の確保を図りながら、学校保健及び学校安全に関する教育の計画的、組織的な実践に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎を培う。

2 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。

- (1) 教育課程の多様化を推進し、指導方法の工夫改善に努めるとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着とこれらを活用する思考力・判断力・表現力等の育成を図り、主体的に学習に取り組む態度を養う。
- (2) 生徒の発達の段階を考慮して言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- (3) 生涯学習の基礎を培うため、体験的な学習や探究的な学習を重視し、個に応じた指導の充実を図り、学ぶことの楽しさや成就感を体得させ、自ら学び続ける意欲や態度を養う。
- (4) 我が国の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、グローバル化、情報化等の社会の変化に主体的に対応する能力を育成する。
- (5) 地域や産業界等との連携を図り、就業体験の機会を積極的に設けるなど学校の教育活動全体を通じた系統的かつ計画的なキャリア教育を通して、望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する。
- (6) 人間の活動と環境との関わりや環境に対する責任と役割について理解させ、人間と自然とが共生する持続可能な社会を実現しようとする意欲や態度を養う。
- (7) 学校図書館の多面的な機能の計画的活用を図るとともに、主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実を努め、情報を活用する能力と豊かな情操を育成する。
- (8) 広い視野をもって異文化を理解し、異なる習慣や文化をもった人々と共に生きていくための資質と態度を育成する。

3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともにこころ豊かな生活を築く態度を養う。

- (1) 道徳的実践力を高め、自律の精神を培い、責任と義務を自覚させるとともに、全ての人の人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。
- (2) 家庭及び地域との連携を図り、学校の教育活動全体を通して、人間としての在り方生き方について自覚させ、自ら判断し行動する能力を育成する。
- (3) 自然体験やボランティア活動などに関わる体験的な学習活動の充実を努め、豊

かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促す教育活動を推進する。

- (4) 基本的な生活習慣の確立を図るとともに、望ましい集団活動を通して規律を尊重し、他とともに協調してよりよい生活を築こうとする態度を養う。
- (5) 教師及び保護者の共通理解のもと、情報モラル等の規範意識の確立を図り、望ましい社会性を養うとともに、正義と公正さを重んじるこころや態度を育成する。
- (6) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、問題行動や不登校の予防と早期発見に努め適切な指導を行うとともに、関係機関と連携を図り、生徒の健全な育成に努める。

特に、いじめは全ての生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に努める。

4 特別支援教育については、上記のほか、次の事項に留意する。

- (1) 特別な支援を必要とする生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、関係の学校、家庭、医療機関等との連携を密にし、適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を活用し、適切な指導及び必要な支援を行う。

また、各教科等の指導に当たっては、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等の的確な把握に基づいて個別の指導計画を作成し、その指導の充実に努める。

平成 26 年度「指導上の留意事項について」の変更点について

変更点

○ 2 (4)

さまざまな分野で他国と関わりをもち、地球規模で物事を捉えるという視点が求められていることを踏まえ、「国際化」を「グローバル化」に改訂をする。

○ 3 (5)

情報化社会が急速に進展している中で、現代の喫緊の課題である「情報モラル教育」の重要性が高まっているため、「情報モラル等の」という文言を加えた。

○ 3 (6)

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、特にいじめ問題への対応に留意をしてもらうため、いじめに焦点を当てた一文を加えた。

(加えた一文)

特に、いじめは全ての生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に努める。